



2024年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社 地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(コード 2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
室長 五十嵐 正吾
(TEL. 047-485-1107)

アドバイザーボードが当社の企業価値向上にコミットメントいたします

当社は、2024年10月17日開催の当社取締役会において、当社のアドバイザーボードとして時価総額向上のための支援を行う社外協力者に対し、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本件開示は開示義務ではない任意開示となります。

1. 本件に関するお問い合わせ

社名 : 株式会社地域新聞社 (東証グロース 証券コード2164)
担当 : コーポレートコミュニケーション室 五十嵐 正吾
TEL : 047-485-1100
Mail : c.c@chiikinews.co.jp

2. アドバイザリーボードについて

/ アドバイザリーボード Advisory board 社とあなたの真ん中に Chi-iki 地域新聞社



企業価値向上

00 -

/ アドバイザリーボード Advisory board 社とあなたの真ん中に Chi-iki 地域新聞社

■ 生成 AI の研究開発

高柳 浩 さん

博士（工学）。公立はこだて未来大学客員教授・産学連携コーディネータ、一般社団法人社会システムデザインセンター事務局長他、ベンチャー企業の役員を兼任。

専門分野は AI、視覚情報処理。AI を活用した新規事業のための技術開発・支援などに従事。



00 -

■ 人的資本経営の強化

若月 貴子 さん

筑波大学卒。西友の経営管理本部企画室 海外グループマネジャー等を経て、2007年に経営コンサルティングファームの経営共創基盤に入社。

2012年にクリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン（KKDJ）に管理本部長として入社後、2014年に執行役員副社長、2017年に社長就任。KKDJにて抜本的な人事制度・組織改革を推進し、同社の業績をV字回復に導く。



■ 戦略ディスクロージャー

宮下 修 さん

早稲田大学政治経済学部卒。ロンドン大学 CITY 校 Bayes Business School MBA in Finance（イギリス）コンスタンツ大学経済統計学部修士課程（ドイツ）。CFA 協会認定証券アナリスト。TOC-ICO 認定 Jonah。

1989年に野村総合研究所へ入社し、大手企業向け財務アドバイザリー業務に従事。株主価値の理論に基づく体系的なアドバイスで多数の上場企業の時価総額の拡大に貢献。



当社の現在の主要な収益源は、広告掲載料と折り込みチラシ受注料金で、資本市場からも「フリーペーパーの会社」という見方が定着しています。しかし、そのフリーペーパー発行事業から当社ならではの多くのアセット（企業価値）が生み出されていることは、ほとんど認知されていません。毎週 170 万部を手配りでお届けする配布網や年間 8,000 社と取引をしている営業網といったアセットに改めて光を当てて企業価値を再定義いたします。

その上で、当社にはない事業やサービスを提供している会社と手を携え、リソースはそのままにアセットの提供を通じて新サービスを創出する「アセット活用型シーパワーストラテジー」で非連続な成長を目指しております。

この取り組みを絵空事にせず、ハイレベルで確実に実行するため、各分野のスペシャリストをアドバイザーリーボードとして任命いたしました。それぞれの分野での知見を活かして、「アセット活用型のシーパワーストラテジー」の実現可能性を最大限まで高め、可及的速やかに実行して新規事業と新価値を創造してまいります。

なお、公表済みの 3 名以外にもコーポレートガバナンスやマーケティングに関するスペシャリストの任命を予定しておりますので、公表出来る時期がきましたら速やかにお知らせいたします。

こういった一連の戦略方針を当社では「ストラテジックプラン（以下、本計画）」と称しており、本計画の全体像については下記 URL よりご確認ください。

<https://chiikinews.co.jp/files/StrategicPlan.pdf>

3. 新株予約権について

■新株予約権の目的及び理由

アドバイザーリーボードとして時価総額向上のための支援を行う社外協力者に対して新株予約権を割り当てる目的は、本計画の推進と達成を通じた、当社の企業価値向上とそれに伴う株価上昇効果に向けたインセンティブとして機能することを想定しております。社外協力者を含めた関係者一人ひとりが株価上昇効果を意識し、本計画の目標に注力することで早期達成を後押しするものと考えております。

また、本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

そのため、本新株予約権の付与対象者は株価が行使価額の 40% を超えて下落した場合、既存株主の皆様と同様の株価変動リスクを共有することとなります。株価下落時に一定の行使義務が発生することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である継続的な当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 3.2% に相当しますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献

できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

■新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 6名 1,200個

4. 会社概要

社名 : 株式会社地域新聞社 (東証グロース 証券コード 2164)
所在地 : 〒276-0020 千葉県八千代市勝田台北 1-11-16 VH 勝田台ビル 5F
代表者 : 代表取締役社長 細谷 佳津年
創業 : 1984年8月28日
URL : <https://chiikinews.co.jp>

以上

(別添) 第8回新株予約権発行要項

第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

1,200 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 120,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2024 年 10 月 16 日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に 110%を乗じた価格（1 円未満の端数は切り上げ）である金 367 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年11月15日から2032年11月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければなら

いものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024 年 11 月 15 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年11月15日

9. 申込期日

2024年11月1日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 6名 1,200個

以上